平成２３年（フ）第１５２９号
堺市北区東雲東町４丁２番10号　藤原方
債務者　鳥井真理子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５３８号
堺市堺区浅香山町２丁３番24号　河野マンション305号、前住所大阪府貝塚市半田256番地　ウェルヤード東貝塚310号
債務者　中前　智博
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５８０号
大阪府羽曳野市島泉５丁目23番１号
債務者　西野由紀江
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５９２号
堺市北区新金岡町２丁３番21―301号
債務者　寺本塗装こと　寺本　　隆
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６２３号
大阪府藤井寺市大井５丁目11番49号
債務者　林　　智代
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６２８号
堺市西区菱木１丁2285番地６
債務者　三戸　信義
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６３号
広島県三次市十日市西２丁目３番14号　101号、前住所広島県三次市十日市西６丁目４番15号
債務者　中　　龍実
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第６４号
広島県三次市十日市西２丁目３番14号　101号、前住所広島県三次市粟屋町1463番地67
債務者　中　　禮子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第６２１号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字下田111番地３、旧住所名古屋市瑞穂区前田町２丁目27番地　ジュネスＫ―１―２Ｂ号
債務者　安形由香梨（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月23日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第８１９７号
大阪市大正区千島１丁目30番３号
債務者　宇田すみえ
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２８１号
大阪府大東市新田北町１番36号　1008
債務者　前﨑万裕実
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０７号
栃木県宇都宮市花房２丁目10番13号
債務者　石田　太郎
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８２０号
栃木県宇都宮市駒生町3373番地２
債務者　小谷田和洋
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７７１号
川崎市高津区新作１丁目17番13号　サンレジデンス101
債務者　齊藤　安夫
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５２９号
東京都立川市一番町６丁目３番地の１立川一番町東56棟106号
債務者　中島　直美
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続開始中更正

平成２１年（フ）第１６４９号
埼玉県川口市並木２丁目10番４号
債務者　被相続人亡柿沼源一相続財産
1　主文　平成22年３月15日午前10時になした破産手続開始決定中、債務者につき「被相続人亡柿沼源一相続財産　相続財産管理人　柿沼　宏幸」とあるのを、「被相続人亡柿沼源一相続財産」と更正する。
2　決定年月日　平成23年12月７日
さいたま地方裁判所第３民事部